

補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称		長久手市土地改良事業に対する補助金			担当部課	建設部みどりの推進課		
基本情報	支出根拠		補助要綱	有 長久手市土地改良事業に対する補助金交付要綱				
			根拠法令等	無				
	総合計画	基本目標	3 みんなで未来へつなぐ 緑はまちの宝物-自然環境			会計区分	一般会計	
		政策	3-2 農あるくらしの推進			予算区分	5-1-4 農地費	
		施策	3-2-1 農の活性化に向けた支援			中事業名	用水路管理組合補助事業	
	補助制度開始年度		平成5年度	制度終了(予定)年度	令和13年度	細節名称	補助金	
	交付先(団体名)又は対象者		長久手市の農地台帳に記録された市内の農地を所有する者又は同農地の使用及び収益を目的とした権利を有する者。			交付年数【※】	通算 21年以上	
	会員数【※】		7名	令和4年4月1日現在	会費【※】	0		
	他団体への交付【※】		可能			制度の周知方法【※】	周知せず	
	ガイドラインの適用		適用(予定)	令和4年度				
例外規定			無し					
最新年度の補助内容		補助対象経費	備品等購入費、備品、施設等修繕補償費、人件費、消耗品・材料費					
		補助対象事業費の総額	700,000円	補助金額	70,000円	事業全体の補助率	10%	
		特記事項	①県費工事費の10分の1以内、②調査設計委託費の20分の1以内、③20ha以上の事務費10分の1以内、上限30万円、④国県補助率70%以上の場合、市費合計で80%以内、⑤土地改良区単独事業費10分の1以内、⑥その他市長が必要と認めた土地改良事業事業費の1/2以内					
目的		(市民生活の維持・向上に資するものか) 土地改良区等が農用地の改良、開発、保全及びその目的の高度化に資すると共に、市民経済の発展を図るため						
内容		(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 市街化調整区域内で施工する事業で、かつ、受益面積が概ね1ヘクタール以上の土地改良事業						
補助金等の目的・内容・効果	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定		R3年度実績(2021)	R4年度実績(2022)	R5年度実績(2023)	R6年度予定(2024)		
			1件	1件	1件	1件		
	補助対象事業費		661,000円	706,000円	700,000円	700,000円		
	補助金額		66,000円	70,000円	70,000円	予算額	70,000円	
	財源	国及び県						
		市(一般財源)	66,000円	70,000円	70,000円	70,000円		
		その他						
補助金等の効果 ※今年度は予定		農用地の改良、開発、保全が図られた。	農用地の改良、開発、保全が図られた。	農用地の改良、開発、保全が図られた。	農用地の改良、開発、保全が図られる。			
今後の方向性・担当部署の自由意見		農用地の改良、開発、保全等には欠かせないため、補助金として継続していきたい。						

【※】欄は、団体補助のみ

確認の視点		チェック	左記のチェック内容とした理由	
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○		
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	農用地の改良、開発、保全等には不可欠。	
	市民ニーズは認められるか	○	農用地の改良、開発、保全等には費用がかかるため、ニーズは認められる。	
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	○	農用地の保全、農繁期の適切かつスムーズな用水管理等につながっているため効果がある。	
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか	○		
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	○	農用地の改良、開発、保全等には不可欠。	
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	○		
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	○		
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	
		経費の使途は明確か	×	詳細な経費の明細区分のわかる資料添付が無い。
		基準を逸脱して補助していないか	○	
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	
補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	○			
市の施策的課題の解決につながるものか	○			
社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○			
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○		
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	○		
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○		
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	○		
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	○		
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	×	補助対象者が限られているため。	
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	○		
補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	○	類似事業は無い。		
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	A	農用地の改良、開発、保全等には欠かせない。		

【※】欄は、団体補助のみ